○北海道警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について

平成30年４月20日

道本務第401号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

道警察における犯罪被害者支援の推進体制については、これまで北海道警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（平23．８．19道本務第3013号。以下「旧通達」という。）により運用してきたが、この度、幹事会構成員の一部変更等所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱」を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

１　目的

この要綱は、北海道警察犯罪被害者支援推進委員会の任務、組織等について必要な事項を定めることを目的とする。

２　設置

警察本部に、北海道警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

３　任務

委員会は、道警察における犯罪被害者支援の方針、施策等を審議し、決定するとともに、犯罪被害者支援の推進状況の把握と所要の調整を行うことを任務とする。

４　組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、それぞれ次表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

委　員　長	警察本部長
副 委 員 長	警務部長
委　　員	総務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長

５　運営

⑴　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

⑵　委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

⑶　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

⑷　委員会の運営に関する細目的事項は、委員長が定める。

６　幹事会

⑴　委員会の事務を補佐する機関として、委員会に幹事会を置く。

⑵　幹事会は、次に掲げる事項について調査研究し、又は検討の上、その結果を委員会に報告する。

ア　相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供に関すること。
イ　精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援に関すること。
ウ　犯罪被害者の安全の確保に関すること。
エ　犯罪被害者支援推進のための基盤整備に関すること。
オ　道民の理解の増進に関すること。
カ　その他幹事長が指定する事項に関すること。

⑶　幹事会は、幹事長及び幹事で構成し、それぞれ次表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

幹　事　長	警務部首席参事官
幹　　事	総務部首席参事官 生活安全部首席参事官 地域部首席参事官 刑事部首席参事官 交通部首席参事官 警備部首席参事官 警察学校副校長

⑷　幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を主宰する。

⑸　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

7　庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警察本部警務課犯罪被害者支援室において処理する。

8　方面本部の体制

方面本部においては、当該方面管内の犯罪被害者支援に関する各種施策を推進するため、警察本部に準じて委員会及び幹事会を設置し、運営する。